

兵庫県公報

令和7年3月28日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規則

○ 建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則等の一部を改正する規則（建築指導課）…………… 2

公布された法令のあらまし

◎建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則等の一部を改正する規則（規則第13号）

- 1 建築基準法の一部改正により、小規模な建築物に特化した確認及び検査を担う建築副主事が創設されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 地域再生法の一部改正により、用途上やむを得ないと知事が認めて第一種低層住居専用地域等における建築物の高さの制限の適用除外とされた建築物について、知事が認める場合は当該建築物の用途を変更して引き続き当該高さ制限の適用除外を受けることができるようになったことに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 3 建築基準法施行令の一部改正により、人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるエレベーターを建築主事等による確認が必要な建築物に設ける際の確認が一部不要となったことに伴い、所要の整備を行うこととした。

規則

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第13号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則等の一部を改正する規則

(建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部改正)

第1条 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則(昭和37年兵庫県規則第92号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「エスカレーター(」の右に「政令第146条第1項第1号に掲げるもののうち、」を加え、「から第3号まで」を「及び第2号」に改める。

第8条第2項第1号中「受けた日」の右に「(当該検査済証の交付を受けていない場合にあつては、知事が定める日)」を加える。

第9条中「建築主事(法第4条第7項)を「建築主事等(法第4条第9項)に改め、「指定された建築主事」の右に「又は建築副主事」を加える。

第10条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第18条第1項中「第10条の4の2第1項」の右に「又は国土交通省関係地域再生法施行規則(平成27年国土交通省令第58号)第16条第1項」を加え、同項第4号中「第55条第2項」の右に「又は地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の44の規定により読み替えて適用する法第55条第4項第2号」を加える。

第22条中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第1号中「、省令第4条に規定する完了検査申請書のうち、法第68条の20に規定する認証型式部材等である法第87条の4に規定する建築設備(住戸内のみを昇降するエレベーターで籠の床面積が1.3平方メートル以下のものに限る。)に係るもの」を削る。

様式第9号から様式第11号までの規定中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

(災害危険区域に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 災害危険区域に関する条例施行規則(昭和47年兵庫県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「建築主事」の右に「又は建築副主事」を加える。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正)

第3条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表8の項中「この項において「法」を「以下この項及び9の項において「法」に改め、「建築主事」の右に「又は建築副主事」を加え、同表9の項中「又は第16条第1項」を「、第16条第1項又は第18条第1項第4号(地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の44の規定により読み替えて適用する法第55条第4項第2号の規定に係るものに限る。)」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新旧対照表

現 行
<p>(確認申請書に添付する図書)</p> <p>第2条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書には、省令第1条の3又は第3条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 建築物にエレベーター若しくはエスカレーター(法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物に設けるものを除く。)、小荷物専用昇降機(政令第146条第1項第2号に掲げるものうち、法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物に設けるものを除く。)、予備電源を有する照明設備又は換気、排煙、給水、排水、消火若しくは避雷の設備(給水の設備にあっては、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)を設置する場合にあっては、これらの設備の設計図書</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(建築設備等の定期報告)</p> <p>第8条 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に従い、毎年(省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目にあっては、3年以内ごと)の当該各号に定める時期とする。</p> <p>(1) 政令第16条第3項第1号に掲げるもの 法第7条第5項又は第7条の2第5項(これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。)の検査済証の交付を受けた日に応ずる日の属する月の2箇月前の月から当該応ずる日の属する月まで</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(建築主等の変更届)</p> <p>第9条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受け、確認済証の交付を受けた者は、当該確認に係る工事が完了するまでの間に、建築主、設置者若しくは築造主又は代理人、工事監理者若しくは工事施工者(以下この条において「建築主等」という。)に変更があった場合においては様式第9号の届書を、建築主等、設計者及び建築設備に関し意見を聴いた者の住所又は氏名に変更があった場合においては様式第10号の届書を、その変更の日から3日以内に、<u>建築主事(法第4条第7項の規定により指定された建築主事をいう。以下同じ。)</u>に提出しなければならない。</p> <p>(工事の取りやめ届)</p> <p>第10条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受け、確認済証の交付を受けた者は、当該確認に係る建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめた場合においては、様式第11号の届書を<u>建築主事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(認定申請書に添付する図書)</p> <p>第18条 省令第10条の4の2第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則)

改 正 案
<p>(確認申請書に添付する図書)</p> <p>第2条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書には、省令第1条の3又は第3条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 建築物にエレベーター若しくはエスカレーター(<u>政令第146条第1項第1号に掲げるものうち、法第6条第1項第1号及び第2号に規定する建築物に設けるものを除く。</u>)、小荷物専用昇降機(政令第146条第1項第2号に掲げるものうち、<u>法第6条第1項第1号及び第2号に規定する建築物に設けるものを除く。</u>)、予備電源を有する照明設備又は換気、排煙、給水、排水、消火若しくは避雷の設備(給水の設備にあっては、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)を設置する場合にあっては、これらの設備の設計図書</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(建築設備等の定期報告)</p> <p>第8条 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に従い、毎年(省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目にあっては、3年以内ごと)の当該各号に定める時期とする。</p> <p>(1) 政令第16条第3項第1号に掲げるもの 法第7条第5項又は第7条の2第5項(これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。)の検査済証の交付を受けた日(<u>当該検査済証の交付を受けていない場合にあっては、知事が定める日</u>)に当該検査済証の交付を受けた日に応ずる日の属する月の2箇月前の月から当該応ずる日の属する月まで</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(建築主等の変更届)</p> <p>第9条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受け、確認済証の交付を受けた者は、当該確認に係る工事が完了するまでの間に、建築主、設置者若しくは築造主又は代理人、工事監理者若しくは工事施工者(以下この条において「建築主等」という。)に変更があった場合においては様式第9号の届書を、建築主等、設計者及び建築設備に関し意見を聴いた者の住所又は氏名に変更があった場合においては様式第10号の届書を、その変更の日から3日以内に、<u>建築主事等(法第4条第9項の規定により指定された建築主事又は建築副主事をいう。以下同じ。)</u>に提出しなければならない。</p> <p>(工事の取りやめ届)</p> <p>第10条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受け、確認済証の交付を受けた者は、当該確認に係る建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめた場合においては、様式第11号の届書を<u>建築主事等</u>に提出しなければならない。</p> <p>(認定申請書に添付する図書)</p> <p>第18条 <u>省令第10条の4の2第1項又は国土交通省関係地域再生法施行規則(平成27年国土交通省令第58号)第16条第1項</u>の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

現 行

(4) 法第55条第2項の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書

- ア 付近見取図
- イ 配置図（空地の面積及び敷地面積を明示したものとする。）
- ウ 2面以上の立面図
- エ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
- オ 日影図
- カ 周辺の建築物の用途別現況図

(5)～(9) (略)

2 (略)

(書類の提出)

第22条 法、政令、省令又はこの規則の規定による建築主事又は知事への書類の提出は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 建築主事に提出する書類で法第6条第1項各号に掲げる建築物、法第7条の6第1項第2号の規定による仮使用の認定を受けようとする建築物、法第88条第1項に規定する工作物（昇降機等を除く。）及び同条第2項に規定する工作物（遊戯施設を除く。）に係るもの、省令第4条に規定する完了検査申請書のうち、法第68条の20に規定する認証型式部材等である法第87条の4に規定する建築設備（住戸内のみを昇降するエレベーターで籠の床面積が1.3平方メートル以下のものに限る。）に係るもの並びに第9条及び第10条の規定による届書は、当該建築物の敷地及び当該工作物の築造場所の所在地を所管する建築主事に提出するものとする。

(2) 建築主事に提出する書類で前号に規定するもの以外のもの又は知事に提出する書類は、当該建築物（建築設備を設置する場合にあつては、当該建築設備を設置する建築物）の敷地、当該工作物の築造場所又は当該道路の用地の所在地を所管する県民局長又は県民センター長を経由して、それぞれまちづくり部建築指導課に置く建築主事又は知事に提出するものとする。ただし、省令第4条に規定する完了検査申請書のうち、法第87条の4に規定する建築設備並びに法第88条第1項に規定する昇降機等及び同条第2項に規定する遊戯施設に係るものについては、まちづくり部建築指導課に置く建築主事に直接提出するものとする。

改 正 案

(4) 法第55条第2項又は地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の44の規定により読み替えて適用する法第55条第4項第2号の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書

- ア 付近見取図
- イ 配置図（空地の面積及び敷地面積を明示したものとする。）
- ウ 2面以上の立面図
- エ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
- オ 日影図
- カ 周辺の建築物の用途別現況図

(5)～(9) (略)

2 (略)

(書類の提出)

第22条 法、政令、省令又はこの規則の規定による建築主事等又は知事への書類の提出は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 建築主事等に提出する書類で法第6条第1項各号に掲げる建築物、法第7条の6第1項第2号の規定による仮使用の認定を受けようとする建築物、法第88条第1項に規定する工作物（昇降機等を除く。）及び同条第2項に規定する工作物（遊戯施設を除く。）に係るもの並びに第9条及び第10条の規定による届書は、当該建築物の敷地及び当該工作物の築造場所の所在地を所管する建築主事等に提出するものとする。

(2) 建築主事等に提出する書類で前号に規定するもの以外のもの又は知事に提出する書類は、当該建築物（建築設備を設置する場合にあつては、当該建築設備を設置する建築物）の敷地、当該工作物の築造場所又は当該道路の用地の所在地を所管する県民局長又は県民センター長を経由して、それぞれまちづくり部建築指導課に置く建築主事等又は知事に提出するものとする。ただし、省令第4条に規定する完了検査申請書のうち、法第87条の4に規定する建築設備並びに法第88条第1項に規定する昇降機等及び同条第2項に規定する遊戯施設に係るものについては、まちづくり部建築指導課に置く建築主事等に直接提出するものとする。

現 行

改 正 案

様式第9号(第9条関係)

様式第9号(第9条関係)

建 築 主 等 変 更 届

建 築 主 等 変 更 届

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則第9条の規定により、建築主等の変更を届け出ます。

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則第9条の規定により、建築主等の変更を届け出ます。

年 月 日

年 月 日

建築主事 様

建築主事等 様

届出人 住所.....
氏名.....
電話() -
電子メール.....

届出人 住所.....
氏名.....
電話() -
電子メール.....

確 認	確認済証交付年月日・確認済証番号	年 月 日・第 号	
	敷地の位置		
		変 更 後	変 更 前
1	建築主、設置者又は築造主	住所及び氏名 電話 () - 電子メール	
2	代 理 者	住所及び氏名	
		資 格 () 建築士 () 登録第 号	() 建築士 () 登録第 号
	建築士事務所名	() 建築士事務所 () 登録第 号	() 建築士事務所 () 登録第 号
3	工 事 監 理 者	住所及び氏名	
		資 格 () 建築士 () 登録第 号	() 建築士 () 登録第 号
	建築士事務所名	() 建築士事務所 () 登録第 号	() 建築士事務所 () 登録第 号
4	工 事 施 工 者	住所及び氏名	
		建設業許可 大臣 知事 第 号	大臣 知事 第 号

確 認	確認済証交付年月日・確認済証番号	年 月 日・第 号	
	敷地の位置		
		変 更 後	変 更 前
1	建築主、設置者又は築造主	住所及び氏名 電話 () - 電子メール	
2	代 理 者	住所及び氏名	
		資 格 () 建築士 () 登録第 号	() 建築士 () 登録第 号
	建築士事務所名	() 建築士事務所 () 登録第 号	() 建築士事務所 () 登録第 号
3	工 事 監 理 者	住所及び氏名	
		資 格 () 建築士 () 登録第 号	() 建築士 () 登録第 号
	建築士事務所名	() 建築士事務所 () 登録第 号	() 建築士事務所 () 登録第 号
4	工 事 施 工 者	住所及び氏名	
		建設業許可 大臣 知事 第 号	大臣 知事 第 号

[注意] (1) 2欄及び3欄に記載の者が建築士の資格を有しているときはその資格を、建築士事務所に属しているときはその名称、4欄に記載の者が建設業の許可を受けているときはその番号をそれぞれ記入してください。

[注意] (1) 2欄及び3欄に記載の者が建築士の資格を有しているときはその資格を、建築士事務所に属しているときはその名称、4欄に記載の者が建設業の許可を受けているときはその番号をそれぞれ記入してください。

(2) 2欄から4欄までの住所は、その事務所等の所在地を記入してください。

(2) 2欄から4欄までの住所は、その事務所等の所在地を記入してください。

様式第10号（第9条関係）

建 築 主 住 所 等 変 更 届

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則第9条の規定により、住所等の変更を届け出ます。

年 月 日

建築主事 様

届出人 住 所.....
氏 名.....
電 話() -
電子メール.....

確 認	確認済証交付 年月日・確認済 証番号	年 月 日 ・第 号	
	敷地の位置		
		変更後の住所及び氏名	変更前の住所及び氏名
1	建築主、設置者 及び築造主		
2	代 理 者		
3	設 計 者		
4	建築設備に関 し意見を聴い た者		
5	工事監理者		
6	工事施工者		

(A4)

様式第10号（第9条関係）

建 築 主 住 所 等 変 更 届

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則第9条の規定により、住所等の変更を届け出ます。

年 月 日

建築主事等 様

届出人 住 所.....
氏 名.....
電 話() -
電子メール.....

確 認	確認済証交付 年月日・確認済 証番号	年 月 日 ・第 号	
	敷地の位置		
		変更後の住所及び氏名	変更前の住所及び氏名
1	建築主、設置者 及び築造主		
2	代 理 者		
3	設 計 者		
4	建築設備に関 し意見を聴い た者		
5	工事監理者		
6	工事施工者		

(A4)

様式第11号（第10条関係）

建 築 工 事 等 取 り や め 届

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則第10条の規定により、建築工事等の取りやめを届け出ます。

年 月 日

建築主事 様

届出人 住 所.....
氏 名.....
電 話() -.....
電子メール.....

確 認 済 証 番 号

第 号

確 認 済 証 交 付 年 月 日

年 月 日

敷 地 の 位 置

(A 4)

様式第11号（第10条関係）

建 築 工 事 等 取 り や め 届

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則第10条の規定により、建築工事等の取りやめを届け出ます。

年 月 日

建築主事等 様

届出人 住 所.....
氏 名.....
電 話() -.....
電子メール.....

確 認 済 証 番 号

第 号

確 認 済 証 交 付 年 月 日

年 月 日

敷 地 の 位 置

(A 4)

現 行
<p>(届出義務)</p> <p>第9条 条例第7条又は第8条の規定による知事の許可又は承認を受けた者（以下「建築主」という。）は、当該許可又は承認に係る工事が完了するまでの間に、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を名義等変更届（様式第5号）により知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 建築主若しくはその代理者又は当該工事の監理者若しくは施工者の住所又は氏名に変更があったとき。</p> <p>(2) 建築主若しくはその代理者又は当該工事の監理者若しくは施工者を変更したとき。</p> <p>2 建築主は、当該工事が完了したとき、又は当該工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨を工事完了（廃止）届（様式第6号）により知事に届け出なければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、当該建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けたものである場合においては、適用しない。</p>

改 正 案
<p>(届出義務)</p> <p>第9条 条例第7条又は第8条の規定による知事の許可又は承認を受けた者（以下「建築主」という。）は、当該許可又は承認に係る工事が完了するまでの間に、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を名義等変更届（様式第5号）により知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 建築主若しくはその代理者又は当該工事の監理者若しくは施工者の住所又は氏名に変更があったとき。</p> <p>(2) 建築主若しくはその代理者又は当該工事の監理者若しくは施工者を変更したとき。</p> <p>2 建築主は、当該工事が完了したとき、又は当該工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨を工事完了（廃止）届（様式第6号）により知事に届け出なければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、当該建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築主事又は<u>建築副主事</u>の確認を受けたものである場合においては、適用しない。</p>